

平成 3 0 年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

平成30年度仁木町教育行政執行方針

平成30年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成29年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、少子高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化などの社会的変化が加速度的になっている中、持続可能な社会を創るための「ひとづくり」が急務となっており、特に地域コミュニティが衰退していくなどの課題について、理解し解決できる人材を育む教育が重要と考えております。

平成30年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、「仁木町に生まれて良かった。育って良かった」と誰もが思える町にするため、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が有機的に関わりながら取組の方向と具体的な施策を定めました。

皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成29年3月に次期学習指導要領が公示され、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されるところであり、その中では子どもたちが未来の社会を切り拓くための資質と能力を一層確実に育成していくことや、それらの資質と能力は何なのかを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されているところでもあります。

本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤とし、防災教育も含め全ての分野で次期学習指導要領を見据えながら、一層の充実を図るため7つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「あいさつの励行」であります。

あいさつは、人間が社会で生活していく上での潤滑油であり、コミュニケーションの基本と言われております。

「あいさつの励行」につきましては、教育委員会や学校において、元気に相手の目を見てあいさつができる児童生徒が増えるよう、積極的に取り組んでまいりました。本年度も引き続き、誰に対しても

気持ちが伝わる心のこもったあいさつができるよう、「あいさつの励行」を継続してまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力の育成」であります。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのため、教職員一人ひとりがこれまでの教育実践に基づき授業を活性化し、これからの時代に求められる資質や能力を育んでいくことが重要と捉え、次期学習指導要領に向け指導力を高めていくことはもとより、教育委員会といたしましても、側面からサポートしていくことが重要であると考え、平成27年度から実施している小学校における各学年教科単元テスト用ワークブック及び中学校における学力テスト問題用紙に係る費用負担、さらには学校における日本スポーツ振興センター共済掛金の負担について、本年度も引き続き実施してまいります。

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するために実施している就学援助につきましては、昨年度、認定基準の引下げによる対象者の拡大及び新入学児童生徒学用品費の先行支給を実施したところであり、今後も引き続き本制度の周知と運用に努

めてまいります。

全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力及び活用的な学力はともに定着傾向にあります。文章力や記述式の回答などは底上げが必要であると受け止めており、児童生徒数の少なさを活かしたきめ細かな指導の充実を図ってまいります。また、イベント等を通じた地域協働の充実、家庭学習の習慣化、学校内における連携を強化した組織づくりなど、学びを広げる取組を一層進めてまいります。

学習姿勢や整理整頓も学力向上につながるものと考え、正しい姿勢で学習する「立腰^{りつよう}」や勉強道具、身の回りの整理整頓を心がける取組の定着も引き続き継続してまいります。

また、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う「小中一貫教育」や「小中併置校」につきましては、平成27年度から調査研究を進めており、昨年11月には、平成28年の函館市に引き続き小中併置実践校であります石狩市立聚富（しっぷ）小中学校などを視察してまいりました。視察の中で共通していたことは、小学校から中学校への進学に際し、環境の変化に付いて行けず落ち込み自信を無くしてしまう「中1ギャップ」が起きにくいことや中学校の教職員が小学校の授業に参加できるなどのメリットがある反面、デメリットとして児童生徒間の上下関係が希薄になりがちであることなどが分かりました。本年度におきましては、これまでの調査研究内

容を踏まえ、平成32年度までに策定する各学校の個別施設計画の中で、小中併置校の設置も視野に入れ準備を進めてまいります。

情報推進技術（ICT）の活用につきましては、全ての学校の普通学級に配置している実物投影機を活用した理解しやすい授業や次期学習指導要領において必修化されるプログラミング教育を見据えたパソコンを活用した授業展開を図ってまいります。

外国語指導助手（ALT）の活用につきましては、学校での外国語教育や町民の皆さまを対象とした英会話教室を開催してまいります。また、次期学習指導要領により小学校で実施されます3、4年生の外国語活動並びに5、6年生の外国語の教科化につきましては、本年度より前倒しして実施してまいります。これによりALTの指導時間数が増えることから、ALTを1名増員して2名体制とし、児童生徒の対話的な学びにつながる学習を実践してまいります。

昨年度から配置しております学校力向上支援員につきましては、これまで実施してきた複数の教職員が協力して授業を行うTT指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策のほか、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行い、児童生徒の学力向上や学校の指導力向上に成果を上げております。本年度におきましても、引き続き町独自の予算で小学校と中学校に配置してまいります。

特別支援教育につきましても、引き続き町独自の予算で支援員を配置し、教育的配慮が必要な児童生徒に対し、個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、仁木町特別支援教育連携協議会につきましては、支援を必要とする幼児及び児童生徒に係るケース会議を開催するほか、緊急的に合理的配慮が必要な児童生徒の事案に対し柔軟に対応できるよう教育支援会議を設置し、これまで以上に早期の実態把握や対応に努め、適切な相談、支援体制の充実に努めてまいります。

重点の3つ目は、「心を育む教育の実践」であります。

近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増加傾向となっていることから、小学校では本年度から特別の教科となる「道徳」や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。

「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、学校教育と生涯学習を連携させ、本町の歴史や地域に触れる「ふるさと学習」を推進してまいります。

このほか、音楽交歓会の開催や中学2年生を対象とした宿泊研修

時における演劇等鑑賞経費の一部助成を引き続き実施し、「豊かな心」の育成を図ってまいります。

生徒指導につきましては、近年、全国で痛ましい事件が起こり大きな社会問題となっているいじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、仁木町子どものいじめ防止条例に基づき、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一体となり、いじめの根絶に向けた取組を進めるほか、体調不良やその他の要因により不登校となる児童生徒やそれらの状況に悩む保護者に対してサポートができるよう、本年度から専門員（学校力向上支援員）を中心とした「子どもの困りごと相談窓口（仮称）」や不登校児童生徒を支援する組織を創設し、早期に対応できる体制づくりや関係機関との連携に努めてまいります。

児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。

情報モラル教育につきましては、インターネットやLINE（ライン）などのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導、啓発を行ってまいります。

重点の4つ目は、「健やかな体の育成」であります。

健やかな体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであります。銀山小学校では、北海道教育委員会による「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っており、今後も多様な運動や競技会等への参加促進に努めてまいります。

文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、昨年度と同様に柔軟性や反復運動系に課題が見受けられるため、学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

中学校で行われている武道（剣道）の授業につきましては、地域指導者の協力をいただき、引き続き進めてまいります。

薬物乱用防止教育につきましては、関係機関と連携した取組により、危険性について積極的に児童生徒へ広めてまいります。

健康な歯を守るための対策につきましては、国が提唱している「8020運動」の一環として、学校で実施しております「フッ化物洗口」を本年度も継続してまいります。

児童生徒の健康課題の解決につきましては、道内全ての公立学校において、子どもの心身の健康を守り、安全、安心を確保するため学校全体として取組を進めることを目的とした「学校

保健委員会」の設置を目指しているところであり、本町におきましても、本年度から全ての学校で設置してまいります。

食中毒予防・感染症対策につきましては、インフルエンザやノロウイルス等の予防が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校、家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。

重点の5つ目は、「信頼される学校づくり」であります。

地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、保護者アンケートや学校評価を引き続き行い、保護者や地域住民に対し、学校だよりや授業参観を通じて、アンケート結果や学校の改善方法を説明する取組を進めてまいります。

また、学校職員人事評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組の促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図るほか、近年問題視されている教職員の長時間労働に対応するため、定時退勤日や長期休業期間中における休校日の設定、中学校の部活動における教職員以外の専門的な知識を有する人材（外部指導者）の活用について検討してまいります。

重点の6つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。

全国的な防災意識の高まりから、学校における各種災害対応マニュアルの整備、地震や原子力災害を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導、教育の充実に努めてまいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、平成28年4月に設置した仁木町通学路安全推進会議を定期的を開催し、通学路の安全確認を実施するほか、スクールバスの運行や「子ども110番協力の家」に対する理解を深める活動など、児童生徒を見守る体制や啓発活動を継続してまいります。

居心地のよい学び舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければならないと考えます。各学校とも建設後四半世紀を経過していることから、文部科学省から示されているインフラ長寿命化に係る指針や仁木町公共施設等総合管理計画に基づき、学校ごとに個別施設計画の策定作業を進めるなど、快適な学習環境の整備に努めてまいります。

また、生活様式の変化により家庭に洋式トイレが普及したことや各学校が指定避難所であることから、昨年10月に両小学校においてトイレの洋式化を完了したところであり、本年度におきましては両中学校のトイレ洋式化を進めてまいります。

重点の7つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において定期的、計画的に指導を行い、児童生徒自らが健康を管理する力を育むとともに、本町及び北後志における地場産品を食材として積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝や生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、「安心・安全な学校給食の提供」を第一に、献立の工夫や改善に努めているところでありますが、昨今の物価高騰による食材単価の上昇に伴い、本年度から学校給食費を約1.9パーセント値上げしてまいります。

なお、子育て世代の経済的支援の一環として平成28年度から実施している「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」による学校給食費補助につきましては、本年度も継続してまいります。

学校給食の配送につきましては、平成16年購入の車両2台により、本町及び赤井川村の各学校に配送しておりますが、経年劣化による故障が増えてきたことから、本年度車両2台を更新してまいります。

以上、学校教育の7つの重点と具体的な取組につきまして申し上げます。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習につきましましては、町民一人ひとりが様々な場や機会において主体的に継続する学習活動を通じ、生涯にわたり心の豊かさと生きがいを育むことができるよう、4つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「第8期仁木町社会教育中期計画1年次目の事業推進」であります。

本年度からの5か年計画となる第8期仁木町社会教育中期計画につきましましては、昨年12月、仁木町社会教育委員長より答申を受け策定したところであります。本計画に基づく1年次目の事業推進として、「読書習慣の定着」、「子どもの体験活動の充実」及び「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組を進めてまいります。

「読書習慣の定着」につきましましては、早い時期からの取組が必要であることから、乳幼児健診の機会を活用して、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業及び地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を引き続き実施してまいります。

「子どもの体験活動の充実」につきましましては、平成28年6月、町と地域連携包括協定を締結いたしました株式会社もりもとによるお菓子作り教室や仁木町陶芸愛好会によるどろんこ教室、いけばな愛好会による子ども生け花教室など、民間企業や町内社会教育関係

団体の協力をいただき、一年を通して継続的に職業体験や各種教室を開催し、「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを育む「子ども体験塾」を引き続き実施してまいります。

「活動参画機会の拡充」につきましては、やすらぎ大学や女性をつどいを開催するとともに、地区学級や地域の各種イベント等の活動支援を継続してまいります。

重点の2つ目は、「文化活動の推進」であります。

文化活動は、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠なものであります。

地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を引き続き行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力し、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。

また、第30回を迎える全道阿波踊り大会が8年ぶりに本町を会場として開催されることから、大会運営費の補助や実行委員会組織のサポートを行ってまいります。

文化財の保護、活用につきましては、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町内文化財の調査及び保護活動を継続的に展開し、文化財を理解し、親しみ、保護していこうとする意識の啓発に努めてまいります。また、児童生徒の「郷土を愛する心」が育まれるよう、町内史跡めぐりや地域における農業体験学習など

の「ふるさと学習」を引き続き実施してまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の推進」であります。

スポーツは人格の形成や体力向上、健康長寿の礎であり、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成に貢献するものであります。

引き続き「町民皆スポーツ」を推進していくため、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供や体育協会、スポーツ少年団、銀山総合型地域スポーツクラブ等への活動支援による各種事業の充実、スポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室の開催等、スポーツ活動を通じた世代間交流を図ってまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。

本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター・図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。

仁木町民センターにつきましては、町民の皆さまの交流の場として、また、生涯学習の拠点的施設、管内的な集会施設として、引き

続き適切な管理運営に努めてまいります。

なお、仁木町民センターのより一層の利用促進と利用者の負担軽減を図るため、関係団体使用料減免率50パーセントを本年度から90パーセントに引き上げてまいります。

仁木町民センター・図書室につきましては、北海道立図書館等の指導をいただきながら、引き続き計画的な図書の購入、蔵書の整理による読書環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、町民の皆さまの「心やすらぐ空間」としての学習機能の充実を図るとともに、「行きたい」、「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。

また、より多くの皆さまに利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。

仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、多くの皆さまにご利用いただけるよう、引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

なお、仁木町山村開発センターにつきましては、仁木町民センターと同様に、関係団体使用料減免率50パーセントを本年度から90パーセントに引き上げてまいります。

以上、平成30年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。

した。子どもから高齢者まで、町民の皆さまが「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体の一層のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。